平成23年3月24日茨 城 県国土交通省 関東地方整備局茨 城 海 上 保 安 部鹿島海上保安署(鹿島港長)

茨城県内の港湾の一部岸壁供用の開始について【第五報】

3月24日10時から、茨城港大洗港区第4ふ頭第4ふ頭岸壁の供用が再開されましたのでお知らせします。

今回の供用により、東北地方太平洋沖地震発生後、茨城県内の各港(区)において 利用可能な岸壁が確保されたこととなります(全体で12岸壁が利用可能)。

1. 利用可能な岸壁の概要(下線表記が今回新たにお知らせするもの)

$\frac{1}{1}$					
港(区)名	地区名	岸壁名	水深	供用開始日時	備考
			()は吃水※1		
茨城港	第2ふ頭	2-B	(6.5m)	3/20 13:00	本来水深:-9m
日立港区	第5ふ頭	5-D	(9m)		本来水深:-12m
茨城港 常陸那珂港区	北ふ頭	С	-10m	3/22 10:00	※ 2
		Н	-5.5m		_
	中央ふ頭	A	-7.5m	3/15 13:00	耐震強化岸壁
		В	-9m	3/22 10:00	_
<u>茨城港</u> 大洗港区	第4ふ頭	<u>第4ふ</u> 頭岸壁	<u>(5m)</u>	3/24 10:00	本来水深:-8m
鹿島港	北公共ふ頭	С	(8m)	3/20 13:00	本来水深:-10m
	南公共ふ頭	D	(6m)	3/22 10:00	
		Е	(6m)		本来水深:-7.5m
		F	(6m)		
		G	(6m)		本来水深:-10m

- ※1 吃水表記は、海中に障害物があるため、吃水制限により暫定供用する岸壁。
- ※2 隣接する B 岸壁も一部利用可。

2. 対象船舶

当該公共岸壁の利用については、港湾管理者が認める船舶が対象となります。

3. 岸壁利用に関する手続きの連絡先 茨城県 土木部 港湾課 柳岡、勢子 電話:029-301-4516

4. 今後の対応

茨城港及び鹿島港のその他の岸壁においても、損傷が少ないものから応急的に復旧し、また航路等における吃水制限の解除も含め、使用可能な岸壁の拡大を目指して参ります。

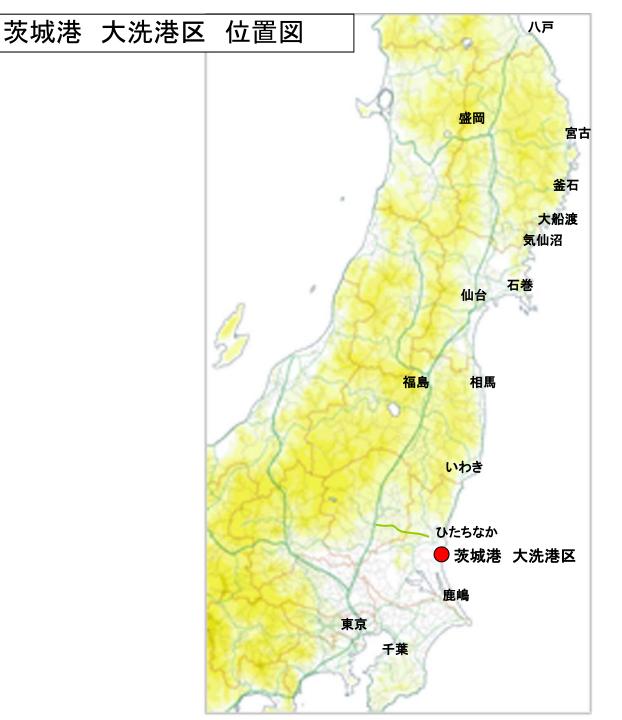
本件問い合わせ先

茨城県 土木部 港湾課長 須藤 賢一 (電話 029-301-4516)

国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 港湾計画課長 東平 伸 (電話 045-211-7415)

茨城海上保安部 交通課長 守橋 清隆 (電話 029-262-4106)

鹿島海上保安署 次長 髙野 良則 (電話 0299-92-2601)



別紙 2

